

第3回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(火) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案30号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案31号	農地法第3条第1項の規定による許可
日程第4	議案32号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時00分

8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第3回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、5番・乙部 毅博 委員、6番・竹内 稔 委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、8月29日開催の第2回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、令和5年 定例第3回町議会が9月5日から15日まで開催され、会長と局長が出席しております。28日、第■班 ■■ 班長以下委員■名と穀内会長において、■■地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、2法人から、報告書の提出を受けていない状況となっております。提出のされていない2法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるようを引き続き説明して参ります。</p> <p>次に3の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」1件でございます。</p> <p>番号1番、■■町■■■■地区の、■■ ■■ 氏が字■■■■番■ほか■筆、■■■,■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4のその他で9月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第30号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第30号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約2件の通知がございました。つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしく</p>

	<p>となっております。</p> <p>申請番号4番は使用貸借権の案件です。</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■■■の■であります。</p> <p>登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■, ■■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は■■■, ■■■㎡であり、当地における賃借料は無償、期間は、令和5年10月1日から令和15年9月30日の10年であります。本地区の担当員は■■委員となっております。</p> <p>申請番号1番から4番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。なお、この本案は、第■班が担当でしたが、改選により班体制が変更になり、班長不在のため、第■班の ■■ ■ 委員から報告願います。</p>
■■委員	<p>■■■■ 班長が不在のため、当時あっせん会議に出席した私が説明いたします。</p> <p>申請番号2番につきまして、あっせんの申し出がありました。現在、■■■ ■ 氏の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の、■■ ■■ 氏に決定となりました。過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、了承を得ました。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号3番について、■■地区担当 ■■ ■■ 委員より報告願います。</p>
■■ (■) 委員	<p>申請番号3番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、■■地区に周知し、■■■■ ■■■■■■ としました。</p> <p>賃貸借期間は、10年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号4番について、■■地区担当 ■■ ■ 委員より報告願います。</p>
■■委員	<p>申請番号4番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、■■地区に周知し、■■ ■■ 氏 としました。賃貸借期間は、10年とし、賃借料については、無償といたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
穀内会長	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。</p>

	<p>これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第32号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から4番の件を採決いたします。</p> <p>。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>次回の総会につきましては、10月24日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>以上をもって、第3回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年9月29日

会 長

委員(5 番)

委員(6 番)